

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2022年12月28日 192号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

訪問による屋根工事の勧誘に注意

2. 消費者教育啓発講座「ふせごう！高齢者のくらしのトラブル」のオンデマンド動画配信は1月10日で終了します！

3. 帰省の際は実家等で消費者トラブルが起きていないかご確認を！

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

「近くで屋根工事をしている業者だが、屋根瓦がずれている」などと訪問する「点検商法」については、以前から注意喚起が行われていました。このところ、点検商法の相談が再び増加しています。

【相談事例1】

「近くで屋根工事をしている業者だ」と若者が訪問してきた。若者の親方から、「あの家は大変危険な状態だ。このままだと気の毒だから、屋根にのぼって確認してあげなさい」と言われて来たという。親切な業者だと思い、屋根を見てもらうと、「急いで修理をしないとすぐに雨漏りが発生し、屋根全体が腐って家が駄目になる」と言われた。怖くなったため、数百万円の修理工事を契約してしまった。

その後、やはり高額だと思い、離れて暮らす子供に相談した。子供からは、「住宅を建てた工務店に相談したほうがよい。また、本当に修理が必要なら、複数の業者から相見積もりを取るべきだ」と助言された。そこで、住宅を建てた工務店に事情を話し、屋根を見てもらうと、「修理が必要な状態ではまったくない」と言われた。

【相談事例2】

訪問勧誘で屋根の修理工事を契約した後、別の屋根工事業者が訪れたので、「すでに契約した」と伝えた。「妥当な工事かどうか、契約書面を見てあげる」と言われたため、契約書面を見てもらうことにした。すると、「工事内容もおかしいし、高額すぎる。自社ならもっと安く行える。この契約をクーリング・オフして、自社と契約すればいい」と助言された。そこで、最初の契約はクーリング・オフして、この業者と契約をした。

確かに前の契約より料金は少し下がったが、それでも高額である。不要な工事なら、こちら

も解約したい。

【アドバイス】

万が一、屋根にのぼった業者が故意に破損したり瓦をずらしたとしても、立証は困難です。信用できる相手でない場合、家に入れるのは控えたほうがよいでしょう。

点検商法やその二次的な被害で契約をしてしまった場合でも、訪問販売にあたる場合はクーリング・オフをすることが可能です。速やかに消費生活センターに相談してください。

屋根修理工事を検討している場合は、そもそも修理工事が必要かどうか確認したうえで、複数の業者と話して相見積もりを取り、慎重に検討しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター 発表資料

訪問販売によるリフォーム工事・点検商法

https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/reformtenken.html

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

2. 消費者教育啓発講座「ふせごう！高齢者のくらしのトラブル」のオンデマンド動画配信は1月10日で終了します！

茨城県消費生活センターでは、高齢者の消費者トラブルに関する専門家を招いて研修を実施し、希望者のみに期間限定でオンデマンド動画配信をしています。配信は、令和5年1月10日（火）で終了します。ご興味のある方はどなたでも視聴可能ですので、ぜひお申し込みください！

第1回 人生のエンディングに向けて

第2回 住宅にまつわるトラブル

第3回 暮らしの事故から高齢者を守る

第4回 高齢者に多い消費者トラブル

第5回 高齢者のインターネットトラブル

※各回、「消費者トラブルの見守りポイント」を学ぶワークショップも併せて実施しています。

